

ロールズの第二原理とその平等主義的性格（上）

林 芳 紀

序

われわれが「平等」を社会の分配的正義における中心的価値として尊重する場合、われわれはいかなる根拠に基づいてその平等という価値を尊重するのだろうか。一般に、平等の価値をめぐっては、平等それ自体に善さや悪さを認め、不平等はそれ自体として悪いので抹消・是正されるべきだとする立場と、平等・不平等それ自体には善さ・悪さが認められるわけではなく、もし平等が目指されるべきならばそれは何か他の理由のためだと考える立場に大別される。¹⁾ならば、現代政治哲学における平等主義的正義理論の代表として名高い、ジョン・ロールズの場合にはどうだろうか。ロールズの基本的な平等観とはどのようなものであり、ロールズはいかなる発想に基づいて平等を目指すべきだと考えているのだろうか。

米国の政治哲学者ジョン・ロールズは『正義論』⁽²⁾において、公正としての正義と呼ばれるリベラルで平等主義的な正義理論を提唱した。この公正としての正義においては、無知のヴェールに覆われた原初状態の中で合理的な契約当事者たちが正義原理を選択するという仮想的な社会契約説を通じて、最終的には以下の「正義の二原理」(two principles of justice)が、社会の基礎構造に適用されるべき正義原理として確立される。³⁾

正義の二原理

第一原理…各人は、諸々の平等な基本的自由からなるもつとも広範な総体系への平等な請求権を持たなければならず、しかも、その総体系は、全員にとっての同様の自由の体系と両立可能でなければならぬ。

第二原理…諸々の社会的・経済的不平等は、それらが(a)「中略」もつとも不遇な状況にある人々にとっての最大の利益になるとともに、(b)公正な機会の平等の諸条件のもとで全員に対して開かれた職務と地位に伴うものとなるよう、整備されなければならない。⁽⁴⁾ (TJ 302/rev. 266)

このうち、第一原理は、選挙権・公務就任権などの政治的自由や、言論の自由、結社の自由、思想の自由、人格の自由などの諸々の基本的自由が、すべての市民に対して平等に保証されることを要求している。第二原理は、上記のように(a)と(b)という二つの部分から構成されており、(a)は「格差原理」(difference principle)、⁽⁵⁾ (b)は「公正な機会の平等」の原理」(principle of fair equality of opportunity)と呼ばれている。各々の具体的な要求内容を確認しておく、まず(a)の格差原理は、社会的・経済的不平等が「もつとも不遇な状況にある人々にとっての最大の利益」になるような制度的機構の調整を要求している。これが意味しているのは、「より恵まれた境遇にある人々にとってのより高い見込みが正義にかなうのは、それが社会の中でもつとも不遇な成員たちの見込みを改善するような制度的機構の一部として作用する場合であり、かつその場合のみに限られる」(TJ 75/rev. 65)ということである。次に、(b)の「公正な機会の平等」が要求しているのは、民族、性別、年齢、信教等に基づくあらゆる恣意的な差別のために、誰ひとりとして特別な権能や責任を伴う社会的地位(役職)への就任・昇任の機会を奪われてはならないという、いわゆる形式的な機会の平等だけでなく、「同じレベルの才能や能力を持ち、同じくらいそれらを利用する意欲を持つ人々は、社会システムにおける彼らの出発点となる地位にかかわらず——つまり、彼らが生まれ落ちた収入階層にかかわらず——同じだけの成功の見込みを持つ」(TJ 73/rev. 63)という公正な機会の平等が実現されるよう、教育や職業訓練を用意するなど諸々の

社会制度が整備されなければならない、ということである。

さて、この正義の二原理の中でも、ロールズの正義理論に見出される平等主義的傾向ということでもとりわけ多くの批判を集めてきたのは、第二原理の中に含まれる格差原理である。上記のとおり、格差原理は、もつとも不遇な人々の状況の改善を条件として、社会的・経済的不平等を許容する。だが、例えばノージックのような右派から見れば（Nozick 1974）、格差原理は所得や富の再分配を許容することで、諸個人が本来的に有する自然的権利を侵害しており、富裕な人々に対して強制労働を強いているに等しい。また、コーエンのような左派から見れば（cf. Cohen 1989）、ロールズの正義理論は自由市場における諸個人間の競争と、その競争の結果に応じた社会的・経済的不平等の発生を前提としているので、たとえ格差原理が所得や富の蓄積をある程度までは防止するとしても、その平等主義的な精神は中途半端なものにとどまっている。

他方、これら左右両陣営と同じく格差原理に批判的であるものの、それでもなお、ロールズの正義理論の中には本人が十分に展開していない重要な平等観が潜んでいると考え、その平等観に基づいてロールズとは異なる正義理論の彫琢を試みる、一連の平等主義的な論者たちがいる。⁽⁷⁾それが、現在、一般に「運平等主義」(luck egalitarianism)と呼ばれる立場である。⁽⁸⁾この運平等主義に従えば、自分自身に落ち度もなければ自分自身の選択の結果でもなく人々に降りかかる偶然的要因によって人々の暮らし向きが悪くなることは、それ自体として悪であり、そうした悪運が人々の生に対して与える影響を可能なかぎり抹消・是正することが、社会正義の基本的目標に据えられなければならない。したがって、運平等主義に従えば、本人に責任が帰せられるような自発的な選択や落ち度ある行動の結果として生じる不平等を除けば、人々の生の見込みにおける不平等は存在しないような社会こそが、正義にかなった理想的社会である。

だが、このような運平等主義的発想は、ロールズの正義理論の中のどこに見出されるのだろうか。キムリッカによれば、ロールズは自らの支持する正義の二原理に関して、先にも触れた仮説的な社会契約説を用いた論証とは別に、機会

の平等といわれわれの社会の中で広く受け入れられたイデオロギーを再検討するという仕方では、格差原理に対する独立の論証を与えており、その独立の論証の中に運平等主義的発想が見られるという。キムリッカは、その論証の流れを次のようなものとして説明している。ロールズの考えでは、そもそも「機会の平等という支配的見解が魅力的なのは、人の運命はたまたま生まれついた状況によってではなく、自分の選択によって、すなわち、いかに生きるかに関する自分の決定によって決められるべきだとしているからである」(Kymlicka 2002: 59 [87])。にもかかわらず、機会の平等は、階級・性別・人種等の社会的偶然性が人々の運命に及ぼす影響を不公正だとみなす一方で、諸個人間の自然的才能の差異や障害の有無などの自然的偶然性が及ぼす影響を完全に許容している。だが、ロールズによれば、「道徳的観点からすれば、これら二つは等しく恣意的であるように思われる」(TJ 75(rev. 65))。つまり、自然的な偶然性にせよ社会的な偶然性にせよ、それらはどちらも自分の選択によるものではないのだから、本来はどちらの影響も道徳的に恣意的であり、許されないはずである。したがって、誰一人として自分の恵まれた自然的才能を用いて生み出した利益を自分のもんとして受け取るには値しないのだが、そうした利益を許容することが自然の運に恵まれなかった不遇な人々にとっても利益になるのであれば、人々が恵まれた才能を用いて生み出した利益を認めたとしても、不公正とは言えない。「こうしてわれわれは、機会の平等という支配的見解の検討を通じて格差原理へとたどりつくことになる」(Kymlicka 2002: 59 [88])。

かくして、キムリッカによれば、分配的正義に関する「ロールズの中心的直観のひとつは、選択と状況の区別に関するもの」(Kymlicka 2002: 70 [103])であり、格差原理を基盤とした平等主義的な正義理論へとロールズを駆り立てているのは、この運平等主義的な発想である。だが、もし選択と状況の区別に道徳的重要性を認めるのであれば、人々の自然的資質その他選択の結果にはよらない「状況」に人々の運命が左右されてはならないだけでなく、広義の人生目標や人生計画など、人々の意欲や「選択」が人々の運命へと反映されるような分配理論こそが、本当に望ましい正義理論

のはずである。にもかかわらず、格差原理は、選択の結果として生じる不平等とそうでない不平等をまったく区別することなく、あらゆる不平等がもつとも不遇な人々にとっての利益になることを要求することから、「ある人の選択のコストを他者が補助すべきだと要求してしまつて」(Kymlicka 2002: 74 [110]) おり、運平等主義発想を貫徹するまでには至っていない。

以上のように、キムリッカは、運平等主義の淵源をロールズに見出す一方、その結果としてロールズが到達した格差原理は、選択と状況の区別の道徳的な重要性を十分に捉えきれていないことから、結局のところロールズは、「自らの主張が持つ含意を十分に認識しなかつたように思われる」(Kymlicka 2002: 71 [105]) という査定を与えている。だが、このキムリッカによるロールズ評価は、「正當なものと言えるだろうか。そもそもロールズの正義理論の中には、本当にこのような運平等主義的発想が見出されるのだろうか。そして、結局のところロールズは、なぜわれわれは正義の二原理、特に格差原理に表明されているような、平等主義的な社会を目指さなければならないと考えているのだろうか。

以上の問題を検討するために、本稿では、以下のような要領で議論を進める。まず、正義の二原理、とりわけ第二原理に関して、ロールズが契約論証とは別の論証を展開していると目される、「第二原理の解釈問題」の議論を概観する。それにより、ロールズが格差原理を擁護する背景には、キムリッカの言うとおり、自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性という見解が確かに見出されるもの、そこから格差原理が導出されるまでのプロセスは必ずしも明白ではないことを確認する(第一節)。次に、この格差原理が導出されるプロセスに関して、運平等主義的な観点からの卓抜な解釈を提示しているバリーの議論を取り上げ(第二節)、このバリーの運平等主義的解釈は、格差原理の論証としては必ずしも妥当ではないことを示すとともに、ロールズ本人は、バリーの解釈とは裏腹に、こうした運平等主義的発想を受け入れていないことを確認する(第三節)。だが、それでもなお『正義論』の中には、運平等主義的に解釈可能な別の見解が数多く認められる。そこで、次節では、ノージックによるロールズ批判と対照しつつ、ロールズがどのような意図の

もとでこうした見解を主張しているのかを解明する(第四節)。最後に、以上の議論から得られた知見を踏まえて、第二原理の解釈問題に関するロールズの議論の再解釈を試みる。それにより、ロールズが格差原理の導出へと至るその背後に見出されるのは、運平等主義的発想というよりもむしろ、機会の平等の理念に胚胎するメリトクラシー的傾向からの脱却であること、そして、平等主義的な正義理論の確立を動機づけているロールズの根本的な平等観とは、社会協働に参画可能な市民としての平等な地位の保証であることを明らかにしたい(第五節)。

第一節 第二原理の解釈問題

序でも述べたとおり、ロールズの公正としての正義においては、仮想的な社会契約説を通じて正義の二原理が確立される。だが、他方でロールズは、同じ『正義論』の中で、同じ正義の二原理に対する論証として解釈可能な別の議論を提示しており、そこでは、キムリックも指摘していたように、社会的・経済的不平等が第二原理—公正な機会の平等と格差原理—のもとでのみ正当化可能であることが、契約論の道具立てを用いることなく直裁に論じられている。それが、『正義論』第二章の議論である。

もちろん、ロールズの公式見解としては、「契約論では、原初状態の中で選択するのが合理的であるような事柄に照らして、すべての論証が展開されなければならない」(TJ/TJ/rev. 65)のだから、われわれはこの第二章の議論を、正義の二原理に対する厳密な意味での論証と位置づけることはできないのかもしれない。だが、そもそも原初状態においては、正義の二原理を含む正義原理の選択肢のリストがあらかじめ与えられており、契約当事者たちはそのリストに記載された選択肢の中から正義原理を選択するものと想定されている(cf. TJ 122-6/rev. 105-9)。そのため、この正義の二原理がどのような経緯で正義原理の選択肢として浮上するに至ったのかは、ロールズの契約説の議論を参照するだけでは必ずしも明らかにならない。それに対して、第二章の議論は、正義の二原理、とりわけ第二原理がどのような発想

に支えられているのかを理解するうえで、重要な示唆を与えてくれるのである。そこで、まずはロールズがこの第二章でどのような議論を展開しているのかを、多少詳しく確認しておきたい。

ロールズによれば、『正義論』第二章では、「諸制度に適用されるべき正義の二原理と、諸個人に適用されるべきいくつかの諸原理が議論され、それらの意味が説明される」(TJ 54/rev. 47)。だが、ここでわれわれが注目したいのは、あくまでも前者の「諸制度に適用されるべき正義の二原理」についての説明であり、それはこの第二章の第一一節から一七節にわたって展開されている。ロールズは、まず第一一節(「正義の二原理」)において正義の二原理を暫定的な形態で定式化し、その含意や優先順位を簡潔に説明した後、続く第一二節(「第二原理の諸解釈」)では、社会的・経済的不平等が許容される条件を規定する第二原理に関して四つの可能的解釈を提示したうえで、その中でどの解釈が選好されるべきかという問題を検討している。なぜこのような解釈問題が生じるかといえば、第一一節では正義の二原理に関する「もっとも一般的なコメント」(TJ 60/rev. none)を展開することが意図されているにすぎないため、そこで開陳される正義の二原理は、以下のような曖昧な表現を含んだ「暫定的形態」での定式化にとどまらざるをえないからである。

第一原理・各人は、平等な基本的諸自由からなるもっとも広範な基本的自由への平等な請求権を持っていないければならず、しかも、その基本的自由は、他の人々にとっての同様の自由と両立可能でなければならない。

第二原理・諸々の社会的・経済的不平等は、それらが(a)全員の利益になると無理なく期待されるときにも、(b)全員に対して開かれた地位や職務に伴うものとなるよう、整備されなければならない。(TJ 60/rev. 53*…強調は筆者による)

この暫定的形態での正義の二原理の定式化は、その第二原理のうちに、「全員の利益」(everyone's advantage)や「全員に対して等しく開かれた」(equally open to all)^(a)といった、非常に曖昧な表現を含んでいる。そのため、これら各々の表現をどのように解釈するかに応じて、きわめて多様な社会制度システムがまったく同一の原理を根拠として正当化

される可能性がある。そこで、解釈問題の検討が必要とされるのである。

さて、ロールズによれば、上の二つの表現の中には各々「二つの自然な意味」を読み取ることが可能であり、各々の表現をそれら二つの自然な意味のいずれとして解釈するかに応じて、第二原理は $2 \times 2 = 4$ 通りの仕方では解釈することが可能である。具体的には、まず、社会的・経済的不平等が全員の利益にならないといけないという(a)の解釈として、「効率性原理」(principle of efficiency)と「格差原理」が考えられる。そして、社会的・経済的不平等は全員に対して等しく開かれた地位や役職に伴うものでなければならぬという(b)の解釈として、「才能に開かれた職業としての平等」(equality as careers open to talents)と「公正な機会の平等」が考えられる。これら四つの「自然な意味」のうち、格差原理と公正な機会の平等は、ロールズが最終的に支持する正義の二原理そのものであるから、残り二つについて簡単に確認しておく。(a)の効率性原理とは、「基礎構造に対して適用すべく定式化された(経済学者が呼ぶところの)パレート最適性の原理」(TJ 66/rev. 58)のことである。また、(b)の「才能に開かれた職業としての平等」とは、あらゆる役職や職業が人々の出自や階層の相違に関わりなくその能力に応じて開かれているということであり、これは、いわゆる形式的な意味での機会の平等にはかならない。

そして、こうした解釈の相違とそれらの組み合わせ方に応じて、第二原理には、(1)自然的自由のシステム、(2)リベラルな平等、(3)自然的貴族制、(4)民主的平等という四つの解釈が出現する(表1参照)。以下、この四つの解釈の内容を簡潔に確認しておこう。

表1 第二原理の四つの解釈

	効率性原理	格差原理
才能に開かれた職業としての平等	(1) 自然的自由のシステム	(3) 自然的貴族制
公正な機会の平等としての平等	(2) リベラルな平等	(4) 民主的平等

(1) 自然的自由のシステム (system of natural liberty)

ロールズが自然的自由のシステムと呼ぶ第一の解釈は、「効率性原理」と「才能に開かれた職業」との組み合わせによって成り立つ第二原理の解釈であり、ここでは形式的な機会の平等と効率性の実現が第二原理の要求となる。つまり、この自然的自由のシステムのもとでは、人々に様々な職業への門戸が開かれているとともに、自由市場経済が概ね円滑に運営されているかぎり、その結果として生じる社会的・経済的不平等は正義にかなうと判定される。したがって、この第二原理の解釈によって正当化される社会システムとは、実質的には自由放任主義的な市場システムにはかならない。いみじくもノージックが指摘するとおり、「ロールズは、彼が自然的自由のシステムと名づけるものを論じる中で、「ノージックの支持する」権原システムの考察に最も近づいている」(Nozick 1974: 213 [353]) のである。

(2) リベラルな平等 (liberal equality)

リベラルな平等と呼ばれる第二の解釈は、「効率性原理」と「公正な機会の平等」の組み合わせによって成り立つ第二原理の解釈であり、先の自然的自由のシステムの中で要求されていた形式的な機会の平等に代えて、公正な機会の平等が要求されることになる。つまり、先の自然的自由のシステムによる要求事項に加えて、同等の能力や同等の意欲を持つ人々には同等の成功の機会が与えられるように諸々の社会制度を整備しなければならない、という要求が付け加わる。

(3) 自然的貴族制 (natural aristocracy)

第三の自然的貴族制と呼ばれる解釈は、形式的な機会の平等と格差原理の組み合わせによって構成される。この解釈のもとに成り立つ社会システムは、「少なくとも法的には門戸開放されており、当該のシステムのおかげで恵まれている人々のよりよい状況は、もし上流階層にさほど多くのものが与えられなければ下流階層によって所持されるものが少なくなるといふ場合にのみ、正義にかなっているとみなされる」(T) (Tayler, 64)。一見したところ、このような正義の要求を満たす社会がどのようなものになるかは想像し難い。だが、ロールズによれば、米国の哲学者ジョージ・サンタヤナ (George Santayana) が描き出す貴族制政体の理想の中には、まさしくこうした格差原理的な発想が見出されるのであり、「自然的貴族制の構想にはノブレス・オブリジュ (noblesse oblige) という発想が受け継がれている」(ibid.) という。

(4) 民主的平等 (democratic equality)

最後に、第四の「民主的平等」の解釈は、公正な機会の平等と格差原理の組み合わせによって構成される。この民主的平等の解釈では、リベラルな平等の中に見出された公正な機会の平等という発想が保持される一方で、効率性に代えて格差原理が要求される。

以上で確認した四つの解釈の比較検討の結果が、ロールズによる第二原理の最終的な定式化に等しい(4)の民主的平等の解釈に行き着くことは、言うまでもない。だが、むしろここで注目したいのは、その結果よりも比較検討の過程である。ロールズは、上記四つの解釈の妥当性を番号順に取りあげて検討しているが、(3)の自然的貴族制の解釈をいったん度外視したうえでその議論の流れを捉え直してみれば、それは、「自然的自由」(形式的な機会の平等)の欠陥を「リベラルな平等」(公正な機会の平等)が克服し、そのリベラルな平等になお残る不十分さを「民主的平等」(格差原理)

が克服する、という流れで展開されていることが分かる (cf. TJ 65-6/rev. 57)。したがって、それは、形式的な機会の平等という形式的かつ最小限の正義の要求から、格差原理という実質的にも平等主義的な正義の要求の要請へと至る、直線的な論証として理解することが可能である。この点を念頭に置いたうえで、以下ではその比較検討の内容を詳しく見てみよう。(なお、あらかじめ注意しておくが、この比較検討には第一原理とその優先が前提されている。また、財産の私的所有が認められているか否かに関わりなく、ある程度の自由市場経済システムが成立しているという想定も置かれている。)

まず、(1)の「自然的自由のシステム」は、先述のとおり、形式的な機会の平等と効率性の実現を正義の要求とみなすだが、ロールズは、この自然的自由の解釈を即座に否定している。その欠陥としてロールズが問題視するのは、このシステムが作動した結果として生じる分配状態が、社会的偶然性からの強い影響を受けざるをえないという点である。確かにこの自然的自由のシステムのもとでは、一応の形式的な機会の平等が保証されるので、人々に対して様々な社会経済的地位への門戸が開かれている。つまり、このシステムのもとでは、少なくとも意図的な差別や偏見のために人々が特定の地位から排除されるはならないのであり、その点だけを取り出して見れば、このシステムも一応は正義になっ
ていえると言¹⁰える。だが、それでもなお、人々がどのような社会経済的地位を獲得するかは、人々が持つ自然的な才能や能力の相違や、人々が生まれ育った家庭の社会的・経済的地位の相違、さらには人々に降りかかる事故や幸運の相違など、様々な偶然的要因によって大きく左右されることになる。そして、ロールズによれば、この自然的自由のシステムは「道徳的観点からしてひどく恣意的なこれらの要因によって分配上の取り分が不当な影響を受けることを容認」(TJ 72/rev. 63) しており、その点が「自然的自由のシステムのもっとも明白な不正義」(ibid.) だと考えられるのである。

それに対して、(2)のリベラルな平等としての解釈では、単なる形式的な機会の平等にとどまらない、公正な機会の平等が要求される。つまり、このシステムのもとでは、財産や富の過度の蓄積を防止したり、教育や職業訓練の機会を与

えたりすることで、同じだけの能力や技能を持つ人々が、出身階層等の相違に関わりなく同じだけの成功の見通しを持てるよう、社会制度が整備される。このようにして、リベラルな平等のシステムは、社会的偶然性が人々の社会経済的地位の相違に対して及ぼす影響を軽減するように機能しており、その点で自然的自由のシステムよりも好ましいと考えられる (cf. TJ 73/rev. 63)。だが、ロールズはこのリベラルな平等のシステムに対しても、以下の二つの理由により依然として不十分という評価を下している。

第一に、たとえリベラルな平等のシステムが「社会的偶然性の影響を除去する点で完璧に作用したとしても、それは依然として、その結果として生じる富や所得の分配が、能力や才能の自然的分配によって決定されることを許容している」(TJ 73-4/rev. 64)。もし、リベラルな平等のシステムが実現され、社会的偶然性による影響が除去されたとすれば、人々の間の所得や富の不平等はひとえに人々の自然的資質——つまり、生得の才能や能力——の差異を要因として生じることになる。だが、ロールズによれば、人々がいかなる自然的資質を持つかということも結局は「自然の巡り合わせ」(natural lottery) であり、偶然性にすぎない。そして、社会的な偶然性であれ自然的な偶然性であれ、それらの要因が人々の間の所得や富の不平等に及ぼす影響は、等しく「道徳的観点からすれば恣意的」である。となれば、「富や所得の分配が歴史的・社会的幸運によって決められてしまうのを容認する理由がないのと同様、それが自然的資産の分配によって決められてしまうのを容認する理由もない」(TJ 74/rev. 64)。こうして、社会的偶然性という道徳的に恣意的な影響の除去には成功したりリベラルな平等のシステムも、「自然の巡り合わせ」⁽¹⁾が及ぼす道徳的に恣意的な影響についてはそのまま放置することになり、その点で不十分さを免れえないのである。

また、第二の問題点として、公正な機会の平等を完全に実現することは現実問題として不可能である。ロールズによれば、われわれが家族制度の存続を受け入れるかぎり、家庭環境や社会環境の相違は人々の競争機会に対してほぼ不可避免的に影響を及ぼすことになるので、同等の自然的資質を持つ人々に同等の競争機会を与えることは、現実問題として

不可能である。さらに、「自然的能力がどの程度まで発達させられ実を結ぶに至るかは、あらゆる種類の社会的諸条件や階級の態度による影響を被る」(TJ 74/rev. 64) のであり、「努力しよう、挑戦しよう、またそうすることで、日常的な意味で言われる、賞賛に値する (deserving) ものになろう、といった気になることすら、それ自体、幸せな家庭や社会的環境次第である」(ibid.)。そのため、たとえ公正な機会の平等を実現すべく教育その他様々な社会政策が実施されたとしても、社会的偶然性による影響が完全に除去されるまでには至らない。

さて、ロールズによれば、以上の議論を通じて「われわれは、この「社会的偶然性を完全には除去不可能であるという」事実を承認するとともに自然の巡り合わせそれ自体の恣意的な影響を軽減するような、そうした原理を採用したいと思う」であろうが、「リベラルな考え方ではそれを成し遂げることができないため、人は正義の二原理の別の解釈を採し求めるよう促される」(TJ 74/rev. 64)。その結果として、効率性の原理にかわる格差原理の採用、すなわち(4)の「民主的平等」としての解釈こそが、もっとも好ましい第二原理の解釈と判定されるに至る。さらに、ロールズは、以上の議論が展開されてきた『正義論』第一二節の最終部でも、「いったんわれわれが、全員を道徳的人格として等しく取り扱うとともに、社会協働における人々の利益の取り分や負担の分担を、人々の社会的な幸運や自然の巡り合わせにおける人々の運に従う形で割り当てることのないような、そうした諸原理の形態を見つけ出そうと努めるならば、民主的解釈が四つの選択肢の中で最善の選択であるのは明らか」(TJ 75/rev. 63*) だと主張し、民主的平等の解釈の優位を再度強調したうえで、この節の議論を締め括っている。

だが、民主的平等の解釈の優位は、本当にロールズが主張するほど明らかだと言えるのだろうか。そもそも格差原理とは、もっとも不遇な人々の最大の利益となるように社会的・経済的不平等の調整を命じる原理である。そして、そこで要求されているのは、所得や富の不平等を許容する代わりにもっとも不遇な人々の状況を改善せよという分配の結果の調整であり、自然的・社会的偶然性が人々の機会へと及ぼす影響を直接的に除去・軽減することが要求されているわ

けではない。ならば、たとえ自然的・社会的偶然性による不可避的な影響の結果として社会的・経済的不平等が生じるとしても、それらがもつとも不遇な人々の最大の利益となる場合には正当化可能であるというこの発想は、いったいどのようにして生じてきたのであろうか。当然われわれはこの問いに対する回答をロールズに期待してしかるべきだろう。しかし、続く第一三節におけるロールズの議論は、基本的には格差原理の意味やその関連事項についての説明に終始しており、なぜリベラルな平等の不十分さの認識が民主的平等を要請することになるのかという当然の疑問に対して、ロールズは明示的な回答を提示していない。

第二節 バリーの連平等主義的解釈

前節で確認したように、ロールズは、第二原理の解釈問題においてなぜリベラルな平等よりも民主的平等が選好されるのかという点について、必ずしも明快かつ詳細な議論を与えてはいない。にもかかわらず、ロールズは、格差原理を含む民主的平等の解釈が「最善の選択であるのは明らか」だと主張しているのである。⁽¹²⁾ならば、この一見して奇妙な事態は、どのようにすれば説明がつかののだろうか。

この点に関して卓抜な解釈を示しているのが、ブライアン・バリーである。バリーによれば、前節で示された第二原理の解釈問題の議論の根底に流れているのは、「機会の平等」からは「結果の平等」が導出可能であり、さらにその「結果の平等」からは「格差原理」が導出可能であるという、一連の推論である。そこで、まずは機会の平等から結果の平等が導出される過程について見てみよう。バリーは、その過程を以下のように記述している (Barry 1989: 225)。

(1) 機会の平等の (リベラルな) 理想は、職業上の達成に影響を与えるすべての環境的格差が抹消されるべきである、
というものである。

(2) これが含意することになるのは、残存する格差はすべて遺伝的起源を持つということである。だが、

- (3)もし環境的格差を抹消するその論拠が、(想定のとおり)それらは道徳的に恣意的だということにあるのなら、われわれが「リベラルな平等のシステムにおいて」行わなければならないとされる事柄は、職業上の達成を(まったく同一の意味で)道徳的に恣意的な遺伝的要因に依拠させることだということになってしまふ。ゆえに、
- (4)人々が何を得るかというに対して道徳的に恣意的な事柄が影響を与えるべきではないので、職業上の達成における格差が収入に影響を与えてはならない。

バリーの考えでは、ロールズにとって「全員に対する機会の平等」というスローガンが意味しているのは、遺伝的なものであれ環境的なものであれ、偶然的な有利・不利はすべて道徳的に恣意的という領域に属しており、排除されなければならぬという発想である。ならば、仮にこの線に沿う形ですべての自然的・社会的偶然性からの影響が除去され、完全な機会の平等が達成されたとすれば、どうなるか。そこに残るのは、遺伝的・環境的要素も含めた一切適切が同質化され、決してお互いを識別することができないような存在者たちが、平等な機会を持っているという事態である。そして、バリーによれば、「決してお互いを識別することができない存在者たちにとっての平等な機会が、全員に対する等しい成功の見込み以外のものではありえないことは、間違いなく明白である。したがって、機会の平等の「形式的な機会の平等、公正な機会の平等に続く」第三の考え方は、結果の平等へと帰着する」(Barry 1989: 224)。かくして、バリーに従えば、形式的な機会の平等の要求は必然的に公正な機会の平等の要求を要求し、公正な機会の平等の要求は必然的に結果の平等を要求する。言い換えれば、ロールズが第二原理の解釈の議論の中で提示している機会の平等の理念は、結果の平等にまで行き着くことで最終的な完成を迎えるのである。

では、次に、この結果の平等の要求からどのようにして格差原理が導出されるのか。この点に関してバリーは多少複雑な議論を展開しているが、その要点のみを抜き出すならば、結果の平等の要求に服しているすべての人々にとって、格差原理の要求に服すことは「パレート改善」である、というものである。つまり、たとえ結果の平等を放棄して不平

等を受け入れたとしても、もつとも恵まれない人々は可能な限り最大の利益を受けることができる一方で、それよりも恵まれた立場にある人々はそれ以上の利益を得ることになるのだから、そうした不平等に対して不平を訴える正当な理由は誰にも見当たらない。こうして、結果の平等の要求からは、社会的・経済的不平等を許容する代わりにもつとも恵まれない人々の利益を最大限に高めよという、格差原理の要求が導出されるのである。⁽¹³⁾

以上のように、バリーによれば、ロールズはわざわざ原初状態という仮想的契約論の概念装置を用いなくとも、『正義論』第二章の議論を下敷きとすることで、格差原理に対する非常な説得力のある論証を与えることが可能である。つまり、自然的・社会的偶然性に基づく道徳的に恣意的な影響は是正されるべきだという発想を軸に、機会の平等の根拠を極限まで推し進めたうえで、さらにそこからパレート改善へと移行するという形で、格差原理は立派に導出可能と考えられるのである。なお、このような、「平等の根本目的は、受けるに値しない悪運に対して人々を補償することにある」という見解は、序でも述べたとおり、現在では一般に「運平等主義」と呼ばれている。そこで、以下ではこのバリーの解釈を「運平等主義的解釈」と呼ぶことにする。

無論、ロールズ本人は、『正義論』第二章の中で、結果の平等からのパレート改善として格差原理が導出されるなどとは決して述べていない。また、前節の冒頭で述べたように、ロールズ自身はこの第二章の議論をあくまでも非公式の論証と捉えていることから、バリーの運平等主義的解釈をロールズの真意として受け取る必要はないのかもしれない。だが、バリーも指摘しているように、結果の平等を基点としてパレート改善を推し進めることが正義の要求であるという発想は、正義の二原理のような特殊な正義構想の根底にある一般的な正義構想としてロールズが提示する以下のような発想と、完全に合致しているように思われる。⁽¹⁴⁾

すべての社会的価値——自由と機会、収入と富、自尊心の基盤——は、これらの価値の一部、またはそのすべてを平等に分配することが全員の利益になるのではないが、平等に分配されなければならない。(TJ 62/rev. 54)

このように、一般的な正義構想では、社会的基本善の平等な分配がさしあたりの正義の要求とみなされたうえで、平等な分配から不平等な分配へと移行することによって全員が改善される場合にのみ、平等から不平等への移行を許容される。そして、これは、平等からの離反がバレット改善である場合にのみ不平等が許容されるということにほかならない。こうした発想がロールズのより一般的な正義構想を形成しているという事実からも、バリーの運平等主義的解釈の妥当性が裏付けられるように思われるのである。⁽¹⁵⁾

第三節 運平等主義の隘路

前節で確認したように、バリーの議論は、ロールズが『正義論』第二章において展開する第二原理の解釈問題の議論に関して、非常に整合的な解釈を提出しているように思われる。このバリーの「運平等主義的解釈」に従えば、自然的・社会的偶然性が分配の結果に対して及ぼす影響は道徳的に恣意的であり、そうした恣意的な要因による影響は抹消されなければならないという発想をもとにして、機会の平等という理想を極限まで突き詰めることにより、格差原理は見事に導出可能である。そして、もしこのバリーの解釈が正しいとすれば、ロールズの正義理論の背後にあるのは結局のところこの運平等主義的な発想であり、それがロールズの根本的な平等観を形作っているようにも思われる。だが、本場にわれわれはそのような結論を下すことができるのだろうか。

この問題に先立ってまず確認しておきたいのは、この運平等主義的解釈の説得力である。バリーは、この運平等主義的解釈はロールズの公式見解である原初状態からの論証に比べても、非常に強力な格差原理の論証を構成していると主張する。⁽¹⁶⁾だが、この運平等主義的解釈に基づく格差原理の論証には、本場にそれほどまでの説得力が見出されるだろうか。例えば、アラン・ギバードは、バリーの運平等主義的発想を基盤とした格差原理の論証に対して、以下のような批判を突きつけている。

遺伝構造や、社会的な出発点や、運は、道徳的には無関係である。だとすれば、いやしくも社会構造が正義にかなったものであるためには、これらの性質のいずれにも結果を依存させるわけにはいかない、という主張があるかもしれない。厳密な平等はこの要求を満たすであろうが、平等な見込みはそうでないだろう（純粹な運以上に道徳的な関連性のないものがありえようか）。厳密な平等の要求は、そうすることが全員の利益となる場合には、放棄されるかもしれない。このことはまったく理にかなっているように思われる。だが、「中略」人々の間の格差が道徳的に無関係である場合にそこから帰結するのは、この格差が結果に影響を及ぼすことは決して許されない、ということではない。そこから帰結するのは、ある社会構造が結果をこの性質に依存させるということを根拠にして、その社会構造を正当化することはできない、ということである。だが、その社会構造がそれ以外の何らかの方法によって正当化されるのであれば、その社会構造のもとでは結果が道徳的に無関係な偶然性に左右されるという事実は、まったく反論にはならないのである。（Gibbard 1991: 278 強調は筆者による）

バリーが機会の平等から結果の平等を導出する際に依拠していたのは、自然的・社会的偶然性のような道徳的に恣意的な要因からの影響は抹消されなければならないという、運平等主義的な発想である。だが、上でギバードが述べるとおり、自然的・社会的偶然性は道徳的に恣意的であるという見解を根拠に据えるだけでは、そうした道徳的に恣意的な要因が結果に対して決して影響を及ぼすべきではないといった、積極的な主張を即座に確立することはできない。確かに、自然的・社会的偶然性の影響は、道徳的観点から見ても恣意的であるかもしれない。そのため、ある人が、他人よりも恵まれた自分の才能や、他人よりも恵まれた自分の出身階層の結果として、他人よりも有利な社会経済的地位を得ているからといって、それだけではその社会経済的地位が自分に値するとは言えないかもしれない。だが、それが自分に値するとまでは言えないということ、実際にそれが自分に値しないということとはまったく別問題であり、そうした道徳的に恣意的な影響の結果として生じた不平等が許容されるべきかどうか、正義に反していると言えるかどうかと

いう問題は、あらためて検討する余地が残されているのである。⁽¹⁷⁾

したがって、ギバードが言うとおり、「自然的・社会的資質の道徳的恣意性それ自体は、それらの資質が値打ち (desert) や権原に対して正当に影響を及ぼしうるその仕方に対して、いかなる先行する制約も課していない」(Gibbard 1991: 268) のであり、自然的・社会的偶然性の影響は道徳的観点から見れば恣意的であるという論点は、そうした恣意的な要因から生じた結果を新たに正当化する必要性を惹起しうるにすぎない。つまり、自然的・社会的偶然性は道徳的に恣意的であるという見解から導き出されるのは、せいぜいのところ、もしそうした道徳的に恣意的な要因からの影響の結果として生じる不平等を許容するのであれば、その不平等を正当化するための何らかの独立した論拠が必要であるということ、その不平等が自然的・社会的偶然性からの影響の結果として生じているという事実に訴えるだけでは、それを正当化したことにはならないということにすぎないのである。

そして、ここでギバードが提出する論点は、バリーが支持する格差原理の運平等主義的解釈に対して、大きな打撃を与えることになる。なぜならば、たとえ自然的・社会的偶然性からの影響は道徳的に恣意的であるという発想のもと、機会の平等の理想を極限まで推し進めたとしても、そこから即座に、結果の平等こそが正義の要求であるという結論を導出することはできないからである。つまり、もしバリーがこの推論過程に従って格差原理の正当化を試みるつもりであれば、結果の平等が一応は正義にかなった分配規準とみなされうるということについて、自然的・社会的偶然性の道徳的恣意性という点に訴える以外の何らかの独立の論証を提出する必要がある、その点で、バリーの運平等主義的解釈は、格差原理を導出するための十分な論証にはなりえていないのである。

ならば、この運平等主義的発想の破綻は、ロールズ自身が第二原理の解釈問題において提示していた議論に対しても、共倒れを誘発することになるだろうか。必ずしもそうは言えないだろう。というのは、そもそもロールズは、格差原理が「補償原理」(principle of redress) であることを否定しているからである。ここで言う補償原理とは、「値しない不

平等に対しては補償が必要である」とか、「生まれや自然的な才能の不平等は値しないのだから、これらの不平等は何かの仕方では埋め合わされなければならない」といった主張を行う原理である (TJ 100/rev. 86)。それに対してロールズは、格差原理が補償原理ではないことを明言している。ロールズによれば、格差原理は「あなたも同一のレースを公正な基盤のもとで競い合うことが全員に期待されているかのように、ハンディキャップの均一化を試みるよう社会に要求しているわけではない」のであり、「格差原理は当然のことながら補償原理ではない」(TJ 101/rev. 86)のである。

ロールズに対して好意的な論者たちは一様に、ロールズが格差原理を補償原理とは別物と捉えているというこの点をもって、ロールズが運平等主義者であるという見解を否定する (cf. Scheffler 2003: 25; Daniels 2003: 251)。だが、それでもなおロールズは、「誰一人として、自らのより大きな自然的能力に値することもなければ、社会におけるより好ましい出発点を当然の報いとして受けるわけではない」(TJ 101/rev. 85)といった、運平等主義的な主張として理解可能な主張に至るところで繰り返し返している。ならば、ロールズは、誰一人として自らの自然的能力や出身階層に値しないというこの見解に訴えることで、運平等主義的発想以外の何を主張しようとしているのだろうか。この点を解明しておくかないかぎり、たとえロールズ自身が格差原理と補償原理の同一視を明確に否定しているとしても、運平等主義的発想がロールズの正義理論の背後に紛れ込んでいるという疑惑を完全に払拭することはできないだろう。そこで、次節ではこの問題を検討したい。(下に続く)

注

- (1) cf. Parfit 1995.
- (2) Rawls 1971. 以下、本書の内容への言及については、本稿末尾に付した参考文献リストの冒頭を参照のこと。
- (3) なお、これら正義の二原理の間には、各々の原理の要求が互いに衝突する場合の解決法として、第一原理の第二原理に対する

優先、第二原理における公正な機会の平等の格差原理に対する優先という、二つの優先ルールが設定されている。さらに、正義の二原理はあくまでも「社会の基礎構造」のための正義原理であり、これらの原理が適用されるのは社会の基礎構造、すなわち、諸々の主要な社会制度に限られていることに注意されたい。

(4) (a)の中略箇所には、「公正な貯蓄原理 (just saving principle) と矛盾することなく」という文言が入るが、これは、異なる世代間での分配的正義の問題に関係する事柄であるので、本稿では取り扱わない。したがって、以後の議論で格差原理が話題にされる際にも、この世代間正義の問題は度外視されている。

(5) ロールズは、公正な機会の平等に言及する際に「原理」という言葉を用いないことが多いので、以下でもこの語を省略した形で呼称する。

(6) ここで「社会的・経済的不平等」が意味しているのは、諸々の社会制度（社会の基礎構造）のもとで形成される様々な社会的地位や役職（及び、それらを介して獲得される経済的利益）における不平等であり、特定の個人の間での不平等ではない。同様に、第二原理が人々（や、その利益）に言及するときこそここで意味されているのは、社会の基礎構造のもとで形成される様々な社会的地位や役職における「代表的人物」（にとつての利益）のごとであり、特定の個人（の利益）ではない。

(7) 運平等主義の代表的論者と目されるのは、アンダーソン（次注参照）によれば、アーヌソン (Richard Arneson)、『ローキン (Gerald Cohen)』、『ドゥワッキー (Ronald Dworkin)』、『ネーゲル (Thomas Nagel)』、『ラコウスキ (Eric Rakowski)』、『ローパー (John Roemer)』らである (cf. Anderson 1999: 290)。

(8) この言葉は、アンダーソンに由来する (cf. Anderson 1999: 289)。

(9) この表現は、厳密に言えば、直前の第二原理の記述（二つ目の強調部の記述）とは対応していない。だが、後述のとおり、結局のところこれは「(形式的あるいは公正な) 機会の平等」を意味することから、本稿では「等しく」(equally) という語を加えた形で考察することにした。なお、改訂版においても、初版の表記とは微妙に異なるにせよ相変わらずの混乱が見受けられるが、この改訂版が英語版に先立って公開されたドイツ語版 (Rawls 1975) の中では、「全員に対して開かれた」(jedem offen) という表現で統一されている。

(10) この論点は、ネーゲルの理解に負う (cf. Nagel 1997: 306-7)。

(11) ロールズによれば、この第一の論点は自然的貴族制が否定されるべき理由でもある。「リベラルな構想と自然的貴族制の構想

は、ともに不安定である。なぜならば、いったんわれわれが、社会的偶然性が自然的運のいずれか一方が分配上の取り分の確定へと及ぼす影響に悩まされるようになれば、われわれは、反省の結果、他方の影響にも苛まれることになりがちだからである。道德的観点からすれば、これら二つは等しく恣意的であるように思われる」(TJ 745(rev. 67-5)。

(12) ただし、『正義論』改訂版では、この「明らかだ」という表現は削除されている。

(13) 上述のとおり、バリーは、結果の平等から格差原理への移行に關してもう少し綿密な議論を展開しているのだが (cf. Barry 1989: 229-232) 、本稿の目的に照らすならばその詳細を議論するには及ばない。

(14) ロールズによれば (cf. TJ 62(rev. 54) 、二つの優先ルールを伴った形で正義の二原理は、平等な自由や公正な機会の平等の実現を可能にする一定の社会状況が成立している場合にのみ適用可能な、特殊な正義構想である。それに対して、こうした特別な社会状況を背景とすることなく適用可能な正義構想が、一般的な正義構想である。

(15) さらに、バリー自身は指摘していないが、上のバリーの解釈は、ロールズが原初状態の中での正義の二原理の論証を議論する際に、マキシミン原理を用いた厳密な論証に先立つ形で提示している議論、すなわち、ロールズが「直観的論証」と呼んでいる議論とも酷似している (cf. TJ 150-2(rev. 130-2))。この事実からも、バリーの運平等主義的解釈には大きな信用性が認められると言えるかもしれない。

(16) なお、バリーによれば、この運平等主義的解釈は原初状態からの論証に比べて相当強力な格差原理の論証を形作っている反面、ロールズの公正としての正義のプロジェクト全体にとっては逆にマイナスに作用するという。この点についてバリーは非常に詳細な議論を展開しているが、やはり本稿の趣旨からは外れるため、省略する。

(17) シュミッツも同趣旨の批判を展開している (cf. Schmidtz 2006: 225) 。ただし、シュミッツの批判の標的はバリーではなく、ロールズの格差原理が持つとされる、後述の「補償原理」的性格である。

参照文献

・主要参考文献である『正義論』初版 (Rawls 1971) 、及び、その改訂版 (Rawls 1999) の内容を文中で引用・言及する際には「T」と略記し、初版の該当ページに続いて改訂版の該当ページを記す。引用・言及に際して初版と改訂版の間に記述上の相違がある場合には初版の記述を訳出し、改訂版の該当ページ表記の後にアステリスク (*) を付す。初版または改訂版の片方に当該の記述が

欠けている場合には、noneと記す。

・引用、参照に際して邦訳が存在するものについては、その該当ページを原典の該当ページに続く四角括弧中に表記する（必ずしも邦訳の訳文には従っていない）。なお、『正義論』からの訳出に際しては、本稿が主として初版の叙述に依拠しているのに対して、該当書は改訂版からの翻訳であることなどを鑑み、邦訳書への言及は割愛した。

Anderson, Elizabeth, 1999: "What Is the Point of Equality," in *Ethics* 109, pp. 287-337.

Barry, Brian, 1989: *Theories of Justice*, Berkeley and Los Angeles: California University Press.

Cohen, G. A., 1989: "Where the Action is: On the Site of Distributive Justice," in *Philosophy & Public Affairs* 26, pp. 3-30.

Daniels, Norman, 2003: "Democratic Equality: Rawls's Complex Egalitarianism," in Samuel Freeman (ed.), *The Cambridge*

Companion to Rawls, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 241-76.

Gibbard, Allan, 1991: "Constructing Justice," in *Philosophy & Public Affairs* 20, pp. 264-79.

Kymlicka, Will, 2002: *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, second edition, New York: Oxford University Press. (邦訳: W・キムリック『新版現代政治理論』千葉真・岡崎晴輝訳者代表、日本経済評論社、二〇〇五年。)

Nagel, Thomas, 1997: "Justice and Nature," in *Oxford Journal of Legal Studies* 17, pp. 303-21.

Nozick, Robert, 1974: *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books. (邦訳: ロバート・ノズニック『「ナナーキー」国家・ローダウン』鶴津格訳、木鐸社、一九九六年。)

Parfit, Derek, 1995: *Equality or Priority?* the Lindley Lecture, Department of Philosophy, University of Kansas.

Rawls, John, 1971: *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press.

———, 1975: *Eine Theorie der Gerechtigkeit*. Frankfurt a. M.: Suhrkamp (German translation of Rawls 1999, by Hermann Vetter).

———, 1999: *A Theory of Justice*, revised edition, Cambridge: Harvard University Press. (邦訳: シモン・ローナス『正義論』矢島鈞次監訳、紀伊国屋書店、一九七九年。)

Scheffler, Samuel, 2003: "What is Egalitarianism?" in *Philosophy and Public Affairs* 31, pp. 5-39.

Schmidtz, David, 2006: *Elements of Justice*, New York: Cambridge University Press.

(付記) 本稿は、京都大学大学院文学研究科に提出された博士論文『公正としての正義』研究』第五章の内容に、大幅な加筆修正を加えたものである。

(筆者 はやし・よしのり 東京大学特任助教・倫理学)

to be born the time she actually is born, because she was deprived the goods if she had been born earlier. However, we tend to consider posthumous non-existence as deprivation of goods and permanent end of ourselves, while we would never consider of prenatal non-existence as similar deprivation or badness, and we are indifferent about the possibility to be born earlier.

In this paper, I will examine Christopher Belshaw's "Conservation Claim". He stresses that we have a desire to keep the facts of our past just as they were, and we indeed have asymmetric attitude toward prenatal and posthumous non-existence. Although his arguments shed light on the problem, I will argue his arguments should be rejected.

Rawls' Second Principle and its Egalitarian Character, Part 1

by

Yoshinori HAYASHI

Project Assistant Professor

The University of Tokyo

John Rawls' theory of justice as fairness has often been regarded as an origin of "luck egalitarianism" in contemporary political philosophy. This paper aims to argue against this view and explore the true egalitarian character underlying Rawls' theory of justice. This paper is divided into two main parts. In this first part Rawls' argument for the difference principle is discussed. While Rawls claims that social contingencies or natural chance on the determination of distributive shares are equally arbitrary from moral point of view, it is uncertain how the difference principle, which requires that social and economic inequalities contribute to the greatest benefit of the least advantaged, is defended by this claim. Then a luck egalitarian interpretation proposed by Brian Barry is examined. Even though this interpretation seems to illuminate the hidden inference unexplained by Rawls himself and to present a persuasive argument for the difference principle, it turns out that this argument itself is untenable and there remains a need for an alternative interpretation.